

農地を貸したいみなさんへ 茨城県農地中間管理機構を活用しませんか？

農地を機構に貸し付けても農業者年金の受給や
贈与税・相続税・固定資産税の優遇措置が継続されます！



借受と転貸 茨城県農地中間管理機構 「農地バンク」(茨城県農林振興公社)

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- 市街化区域以外の農地であること
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと
- 10年以上の貸し付けが可能であること
- 賃借範囲が明確にできること
- 土地改良区賦課金の滞納がない
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されている

貸付

貸付(転貸)



農地を貸したい

●規模縮小・経営転換・農地相続でお困りの方

メリット

- 賃料は機構を通じて支払われ、期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 期間満了後、継続して貸し付けすることもできます。
- 受け手が耕作できなくなった場合、機構が次の受け手を探します。



農地を借りたい

●規模拡大・新規参入をお考えの方

メリット

- 長期の耕作が可能となり、安定的な経営が行えます。
- まとまった農地の借り入れや、分散した農地の集約化ができます。

茨城県(農業経営課)・(一社)茨城県農業会議・(公社)茨城県農林振興公社

機構に農地を貸し付けるメリット

メリット1

農業者年金の受給に有利！

機構へ農地を貸し付けても、
農業者年金の支給は打ち切れません。

- 10アール以内の農地を自留地として残すことができます。
- 基本額経営移譲年金を受給している場合(後継者がサラリーマン兼業の場合など)は、加算付経営移譲年金となり、**年金額が増額される場合もあります。**

メリット2

贈与税・相続税の納税猶予に有利！

贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方が
機構に農地を貸し付けても、納税猶予は打ち切れません。

- 贈与農地を機構以外の方に貸す場合は、10年(65歳未満は20年)以上自作している必要がありますが、**機構に貸す場合にはいつでも貸し出すことが可能です。**

メリット3

農地の固定資産税が軽減！

一定の要件を満たす場合、
固定資産税が概ね1/2に軽減されます。

- 農業振興地域内に所有する全農地を新たにまとめて貸し付けることが必要です。
- 機構への貸付けの年数に応じて以下のとおり軽減されます。

15年以上の貸付の場合5年間

10年以上15年未満の貸付の場合3年間

うーん。なるほど、
いろいろなメリットが
あるなあ...



ご相談は、市町村・農業委員会事務局へ
農業委員・農地利用最適化推進委員がお伺いします。

茨城県(農業経営課)・(一社)茨城県農業会議・(公社)茨城県農林振興公社